

「帳簿保存・事業報告書対応ガイド (規模が大きい特定保険募集人用)」を改定

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）（以下、当協会）は、2026年6月に施行される保険業法施行規則の改正に伴い、「帳簿保存・事業報告書対応ガイド(規模が大きい特定保険募集人用)」(以下、本マニュアル)を改定しました。

今回の改定では、2025年12月にパブリックコメントが実施された保険業法施行規則の改正により、監督当局において規模が大きい特定保険募集人の業務運営や内部管理の状況等をより適切に把握する観点で、当該代理店が財務局等に提出する事業報告書の様式（保険業法施行規則別紙様式第25号の2（第238条第1項関係））が改正されたことを踏まえ、当該代理店が事業報告書を作成する際の記載例や留意点等についての全面的な見直しを行いました。あわせて、特定大規模乗合損害保険代理店に該当した代理店が、保険会社へ通知を行う際に使用できる、損害保険業界共通のひな形も新たに作成しました。

当協会では、募集品質の一層の向上に向けて、会員各社が適切な代理店指導を行えるよう支援するとともに、代理店がその指導を通じてより適正な体制を整備できるよう、今後も取り組みを進めてまいります。広く消費者の皆さまにもご覧いただけるよう、当協会ホームページにPDFファイルを掲載しています。

【URL】 https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/chobo_kaitai.pdf

■帳簿保存・事業報告書対応ガイド(規模が大きい特定保険募集人用)

保険業法施行規則において「規模が大きい特定保険募集人」に求められる帳簿保存および事業報告書作成のポイントを解説したマニュアルです。

今般の保険業法施行規則別紙様式第25号の2（第238条第1項関係）の改正については、以下もご覧ください。

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/04.pdf>（保険代理店の皆さまへ（金融庁HP））